

（年少者用補助乗車装置等）

第 188 条 年少者用補助乗車装置取付具の強度、取付位置等に関し、保安基準第 22 条の 5 第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えるものであること。
- 二 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないものであること。
- 三 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
- 四 年少者用補助乗車装置取付具により自動車に固定することができる年少者用補助乗車装置を容易に取り付けることができる構造であること。
- 五 I S O F I X トップテザー取付装置及び当該装置の後方に備えられた I S O F I X トップテザー取付装置以外の取付装置には、次のいずれかの表示を行うこと。ただし、I S O F I X トップテザー取付装置以外の取付装置を有していない場合にあっては、この限りではない。
 - イ 全ての I S O F I X トップテザー取付装置に、次に定める様式の例により当該装置が I S O F I X トップテザー取付装置であることを表示すること。

様式の例



- ロ 全ての I S O F I X トップテザー取付装置以外の取付装置に、当該装置が I S O F I X トップテザー取付装置として使用できないことを表示すること。
- 六 年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上（車体の形状が幌型の場合又は次に掲げる要件を満たす自動車に備える場合においては 1 個以上）備えていること。ただし、運転者席と並列な座席のみを備えている自動車、年少者用補助乗車装置取付具が取り付けられた座席を取り外す改造がされた自動車又は保安基準第 22 条の 5 第 1 項ただし書の自動車においてはこの限りではない。
- イ 乗降口が 2 個以下であること。
 - ロ 動力伝達装置又は緩衝装置により後部座席への年少者用補助乗車装置取付具の取付けが妨げられる構造であること。
 - ハ 原動機の最高出力（kW）を 1000 倍した値を車両重量（kg）に 75 kg を加えた値で除した値が 140 を超えること。
 - ニ 原動機の最高出力（kW）が 200 kW を超えること。
- 2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し、保安基準第 22 条の 5 第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 年少者用補助乗車装置を備える座席、座席ベルト及び年少者用補助乗車装置取付具を損傷しないものであること。

- 二 前向き及び後向きのいずれでも使用可能な年少者用補助乗車装置には、当該装置が取り付けられた状態において視認できる場所に次に定める様式による表示を付さなければならない。この場合において、当該様式による表示の文字「M」に「(ヵ月)」等と補足してもよいこととする。



- 三 当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。この場合において、年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるものは、この基準に適合しないものとする。
- 四 当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者及び当該年少者用補助乗車装置が第 22 条の 3 第 3 項の基準に適合する座席ベルト又は次の基準に適合する取付装置により座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。この場合において、自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト、年少者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする。
- イ 当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えるものであること。
- ロ 衝撃、振動等によりゆるみ、変形等を生じないようにしていること。
- 五 容易に着脱ができるものであること。この場合において、緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする。
- 3 次に掲げる年少者用補助乗車装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、前項各号に掲げる基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置
- 二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき年少者用補助乗車装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置